

◎特定小型原動機付自転車の申告・納税について

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として登録することができるようになりました。

●申請手続き

軽自動車の種類	手続き場所	登録申告に必要なもの
特定小型 原動機付自転車	・ 税務課 （本庁1階15番窓口） ・ 各支所 ・ 鞆淵出張所	・ 下記①②③のいずれか ①販売証明書 ※「長さ」「幅」「最高速度」の記載があるもの ②譲渡証明書 ③廃車証明書（過去に廃車した車両を再度登録する場合） ・ 車両全体の写真又はカタログ ・ 車台番号が確認できる写真又は石刷り ・ 本人確認書類

※ナンバープレートの交付は、無料です。

●税額

特定小型原動機付自転車は1台につき年額2,000円となり、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

●特定小型原動機付自転車の区分

区分	特定小型原動機付自転車
全長	1.9m以下
全幅	0.6m以下
最高速度	時速20km以下
定格出力	0.6kW以下
構造	道路運送車両の保安基準に適合するもの

※基準を満たさないものは、一般原動機付自転車としての登録となります。